

の電気てこおよび機械てこを集中し、これらのてこ相互間の連鎖を機械的に行う機構をいい、第1種にかぎられる。

なお第1種機械連動機に電気鎖錠器を設け、これによって信号機・入換標識等を操作する場合、または第1種機械連動機と卓上電気てこを組合わせたのを使用する場合もこの装置に含まれる。

電気機連動装置は、列車または車両の運転がひん繁な停車場で、自動閉そく区間または連動閉そく区間にある場合もしくは特に信号機・入換標識等を電気式にする必要のある場合に設備される。

信号扱所に電気機連動機またはこれにかわるものを設備し、これによってすべての操作を行う。一般に見張人を置き、作業の状態を監視しつつこの操作を行うが、監視の困難な場合等には照明軌道盤を設備し、これによることがある。

信号扱所内またはその付近に、おおむね継電器室を設けて継電器類を収容し、これらによって各種の制御または鎖錠を行う。特に軌道回路を有するものにおいてはその継電器によって信号機の信号現示を制御するほか、轍差鎖錠・進路鎖錠・接近鎖錠・閉路鎖錠等の電気鎖錠を施すことができ、保安度の高いものとなる。(尾松広一)

でんきけいき 電気計器(車両の) (英) electric meter (of rolling stock) 車両用電気計器として電圧計、電流計、積算電力計、電気式速度計がある。これらはほとんど指示計器である。積算電力計は水銀電動機形に属するものが多かったが、最近に至っては直流変成器と交流誘導形積算電力計を併用したものが実用に供されるようになった。これには交流電源を必要としている。積算電力計以外の計器は可動コイル形のものがもっとも多く、形状は丸形および角形が用いられている。近時はとくに色彩調節を考慮した美麗な色彩を施したものが、運転台計器として使用されるようになった。

電気式速度計は内燃機関の回転または車両の走行速度を指示するもので、いずれも交流を発電して、その交流をセレン整流器によって全波整流して計器に指示するものである。車両の走行速度を指示するものは車輪径の減少による走行速度の誤差を補償するために、とくに補償抵抗を設けて、これを調整して走行速度に一致する指度を計器に与えるようにしてある。(沢野周一)

でんきけいじき 電気揭示器 電気応用の揭示標をいう。応用の様式によって分類すればつぎのようなものがある。

1 **ネオンサイン** 一般通念のネオンサインと特に異なったものではない。主として駅名標として駅の玄関等に施設される。(図-1)



1. ネオンサイン

2 **あんどん式** 乳白色半透明のガラス板等に揭示項目を記載したものを箱の側面に取付け、昼間は外光により、夜間は箱内に設けた電灯により、内部から照明するようにしたものであるが、揭示項目が特定の時間帯だけ必要で、他の時間帯では認められないようにする必要があるときは、その揭示については内部照明だけで認められるようにする(暗字)ことがある。公告標・指導標と



2. あんどん式

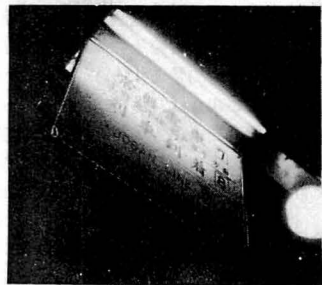
してもっとも広く使用される電気揭示器である。(図-2・3)

3 **電照式** 金属板等に揭示項目を記載し、これと一体になった照明装置により、板面を照明する形式のもので、使用場所はあんどん式と同様であるが施設数は少ない。(図-4)



3. あんどん式(暗字)

4 **巻取式** 長い布またはフィルムのような幕を1こまずつ区切り、各こまに異なった揭示項目を記載し、幕をロールで巻取ることにより順次に異なった揭示が表われるようにしたもので、揭示面は照明装置で、外面または内面から照明する。巻取りは電動または手動



4. 電照式

で行う。主として発車標に用いられる。(図-5)

5 **反転式** 書籍のページを繰るように多数の翼片が1枚ずつ転換しながら、左右(または上下)両面をもって1つの揭示を構成していく構造の反転盤の組合せによって、1つのまとまった揭示を行うもので、反転用動力としては電磁石または電動機を用いる。揭示板と離れた別の場所に押ボタン式操作盤をおき、操作盤と反転揭示盤は電線で連絡する。揭示面はその外方に取付けた照明装置によって照明する。(図-6)

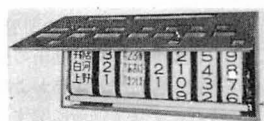


5. 巻取式

6 **回転字幕式** ベルト状の字幕の1こまずつに異なった数字や文字を記入しておき、反転式と同様に多数のベルトの1こまずつの組合せにより、1つのまとまった揭示を行うもので、字幕の電磁石とラチェット歯車の組合せで行い、別に設けた操作盤の各字幕に対応するダイヤルを回して所要の表示を行う。発車標として使用される。(図-7)(江口鈺三郎)



6. 反転式



7. 回転字幕式

でんきけいりきてい 電気経理規程 昭和24・6・29総裁達第116号で制定され、発電区・給電区を所管する給電管理事務所および変電区・電力区(配電室および送電線路に限る)を所管する鉄道管理局を、それぞれ国鉄内部における電気事業の経営単位とみなして、発電・給電・変電等に関する経理事務の処理方について規定している。したがってこれ等の箇所(各区を含む)で取扱う現金・物品・財産等の一般国鉄会計事務については、一般国鉄会計法規によって処理される。本規程は5章17条、附則および附属様式からなっており、第1章総則には発電区・給電区・変電区等における電力の発生・購入・送電・変成および供給に要する経費、および各電力供給先の使用電力量に応じて回収する収入の記録計算は、電気勘定(電気経費および電気収入)で行うことを規定している。この際の経費は実際決算額